

合併公告

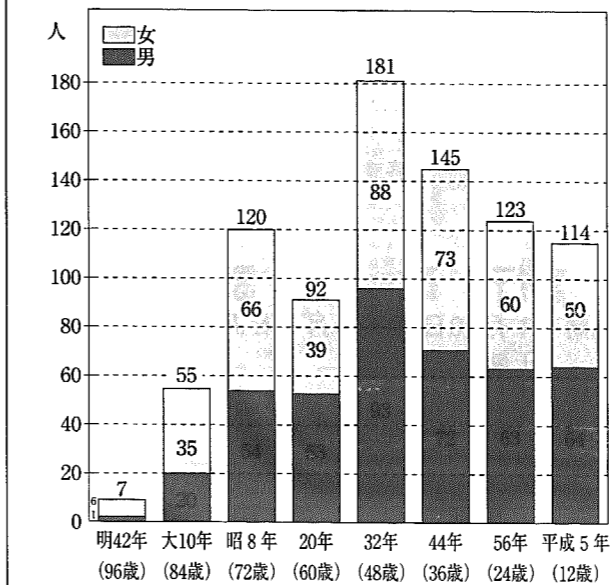
平成16年8月20日に当社会福祉法人は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会(新潟市八千代1丁目3番1号)と合併して解散する旨を、理事会及び評議員会で議決し、平成16年12月20日に合併について所轄庁の認可の通知を受け取りましたので、合併につき異議のある債権者は、この公告掲載の翌日から2月以内にその旨を申し出てください。

平成17年1月1日

主たる事業所の所在地
新潟県中蒲原郡横越町中央1丁目1番2号
社会福祉法人 横越町社会福祉協議会
理事 小木光興

とりの酉年生まれの人口

(平成16年12月8日現在)



「13の新潟」観光写真コンクール 作品募集

◆テーマ 3月に合併する13市町村(新潟市、白根市、豊栄市、新津市、横越町、亀田町、小須戸町、西川町、味方村、月潟村、中之口村、湯東村、岩室村)で撮影された魅力的な風景、イベント、まつりなど新しい新潟市の魅力として広くPRできるもの。

◆応募規定 どなたでも応募できます。応募作品は四つ切りまたはワイド四つ切りサイズのカラープリントで未発表のものに限りません。組写真は不可、デジタルフォトは銀塩プリントでご応募ください。応募数の制限はありません。

◆締切 平成17年2月28日(月)必着

◆応募先・問い合わせ 横越町観光協会(横越町役場農政商工課内 ☎385-2111)、または(新)新潟観光コンベンション協会(新潟市山田2307-272 新潟市観光情報館2階 ☎265-8000)まで。

◆発表 3月中旬、応募者に直接通知します。
◆賞(49点) ①グランプリ1点、

13市町村長賞13点(新潟市長賞、白根市長賞、豊栄市長賞、新津市長賞、横越町長賞、亀田町長賞、小須戸町長賞、西川町長賞、味方村長賞、月潟村長賞、中之口村長賞、湯東村長賞、岩室村長賞)、観光協会長・商工会議

「亀田郷の四季」写真コンテスト

亀田郷土地改良区では、新潟圏域13市町村の合併を前に、歴史的・地理的に繋がり深い亀田郷の豊かな四季の表情を、レンズを通して記録し、地域の財産として後世に伝えるため、写真コンテストを開催します。

◆応募期間 平成17年1月7日(31日)

◆応募規定

・撮影範囲は亀田郷の全域(信濃川、阿賀野川、小阿賀野川、通船川に囲まれた地帯)
・カラープリント4つ切り(ワイド4つ切り)とし、1人3点まで。
・組写真、合成写真、デジタルメディアからのプリント不可。
◆賞 亀田郷土地改良区理事長賞1点、新潟市長・亀田町長・

生ごみ処理機器補助金 申請は2月28日まで

町では、ごみ減量化の一環として、生ごみ処理機器の購入(新品に限る)に対して補助金を交付しています。新潟市でもこの制度はありませんが、補助限度額などが新潟市の制度に統一されます。また、コンポスト容器、EMボカシ容器は、補助金の対象から外れますが、新たに減額販売制度が導入されます。そのため、新潟市への合併日(3月21日)前後に混乱が生じな

いよう、補助金を受けようとする方は、2月28日(月)までに申請をしてください。なお、予算には限りがありますので、ご購入を考慮しておられる方は事前に問い合わせください。受付期間を過ぎてから申請された場合や、お問い合わせがないまま購入し、申請をされた場合には、補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

「はたち」の献血キャンペーン

新たに成人式を迎える「はたち」の皆さん、成人おめでとうございます。医療に使われている血液は、人工的に作ることはできません。すべて健康な方々の善意の献血で賄われています。皆さんの若さと善意で、ぜひ献血にご協力ください。県内では、献血バスが各市町村を巡回している(横越町では1月14日。今月号19ページ参照)ほか、3か所の献血ルームで毎日受付を行っています。

【横越町の制度】

補助対象者	町内に住所を有する個人
補助対象機器	コンポスト、EMボカシ容器、電動生ごみ処理機
補助額	購入額の1/2、25,000円限度 ※電動式は、1世帯1台限り
申請手続き	予算には限りがありますので、町民生活課 環境衛生係へご確認の上ご購入ください。

合併後

【新潟市の制度】

補助対象者	市内に住所を有し、かつ居住する個人
補助対象機器	家庭用電動生ごみ処理機
補助額	購入額の1/2、20,000円限度 ※1世帯1台限り
申請手続き	補助金を受けようとする方は、予めご相談ください。補助金の対象となる機種かどうかなどを協議いたします。申請は、新潟市役所の本庁及び各支所(現横越町役場含む)で受付けます。
コンポスト容器 EMボカシ容器 減額販売制度	購入を希望される方は、必要事項を記入の上、官製はがきで申込むか、窓口で申請書を提出いただけます。容器の大きさ等により、販売価格は異なります。

◆問い合わせ 町民生活課 環境衛生係 ☎385-2111

へってらー 国民年金

問1 25年の受給資格期間が足りない! 老齢基礎年金は受けれない?
答1 国民年金に任意加入することによって、受給資格期間を満たすことができます。老齢基礎年金を受けられるためには、国民年金に原則として25年以上加入し、保険料を納付していることが必要です。もし、受給資格期間が不足しているときは、60歳になっても、65歳になるまでの間、国民年金に任意加入することにより、年金を受け取る権利を得ることができます。さらに、昭和30年4月1日以前に生まれた人で、年金を受け取る権利がないときは、65歳から70歳になるまでの間、国民年金に任意加入することができます。

11月資源ごみ収集実績

空きびん	6.0 t
空き缶	4.3 t
古紙	38.9 t
ペットボトル(拠点回収分)	1.5 t
プラ製容器包装(資源化量)	7.3 t
合計	58.0 t

の手続きが必要となります。国民年金保険料も、自分で納めることとなります。届出がないと、今まで納めた保険料が無駄になったり、老齢基礎年金や障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。

問3 配偶者が会社を退職した。第3号被保険者の保険料は?
答3 国民年金保険料を自分で納めます。

例えば、夫が会社を退職する必要があります。国民年金保険料も自分で納めることとなります。夫が60歳前であれば、夫も国民年金保険料を納めることとなります。

◆問い合わせ 町民生活課 年金係 ☎385-2111